

## 低所得の子育て世帯の方※へ

※令和5年度住民税均等割非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯の方

# こども加算(児童1人あたり5万円) のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、対象世帯への給付の加算(こども加算)を支給します。

**給付対象** 基準日:令和5年12月1日

 住民税は「均等割」と  
「所得割」で構成されています

## ① 対象者(世帯単位)

 基準日時点で北九州市に住民票がある世帯で、世帯全員の令和5年度の住民税(令和4年1月～12月の収入を基に算定)が**均等割非課税**または**均等割のみ課税**である世帯

※なお、世帯全員が課税者から扶養されている世帯は、原則として支給対象外です。

## ② 加算対象となる児童の範囲

 原則として上記①の給付対象世帯と基準日(令和5年12月1日)において同一世帯となっている  
18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童

- 例外的に**対象となる児童** ……………
- ア. 基準日以降に生まれた新生児※<sup>1</sup>
  - イ. 対象世帯とは別世帯だが扶養している児童(申請が必要)  
以下の申請期間中に受け付け、市が記入内容や支給要件等を審査します。
- 例外的に**対象とならない児童** …… 施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票の異動有無にかかわらず、原則として対象外※<sup>2</sup>

 ※<sup>1</sup> 基準日時点で北九州市に住民票がある対象世帯で、その後、他の市町村へ転出した後に出生した新生児に係るこども加算は、北九州市への申請が必要です。詳細はコールセンターへお問合せください。

 ※<sup>2</sup> 里子として養育されている児童は、給付対象世帯と同一世帯である場合、加算の対象となります。

**給付額** 児童1人あたり5万円(世帯主に対象児童分を合算して支給します)

**受給手続** 対象世帯には、市から関係書類を送付します。

| 対象   | 市からの発送書類                  | 主な手続き  |
|--|---------------------------|--|
| 対象世帯と基準日において同一世帯の18歳以下の児童(上記 <b>給付対象イ</b> を除く) | <b>支給決定通知書</b><br>【プッシュ型】 | <b>手続は不要</b> です<br>(令和5年度中に給付金の支給実績がある世帯に対象が限られるため、市において同一口座への支給手続を実施します。) |

例外:上記 給付対象イ(対象世帯とは別世帯だが扶養している児童)の世帯は、申請が必要です。

## 支給スケジュール

## ① 手続不要の方

 3月下旬から「**支給決定通知書**」を順次送付の上、給付金(7万円または10万円)と同一の口座へ支給します。

## ② 申請が必要な方

 対象世帯の方で、別世帯だが扶養している児童がいる場合(上記**給付対象イ**)

 こども加算の受給を希望される方は、**申請書をご記入のうえ、郵送してください。**
**申請期間** 令和6年**4月1日(月)～6月30日(日)**消印有効

●審査の上、支給要件を満たした場合、児童1人あたり5万円を支給します。

申請方法は裏面へ

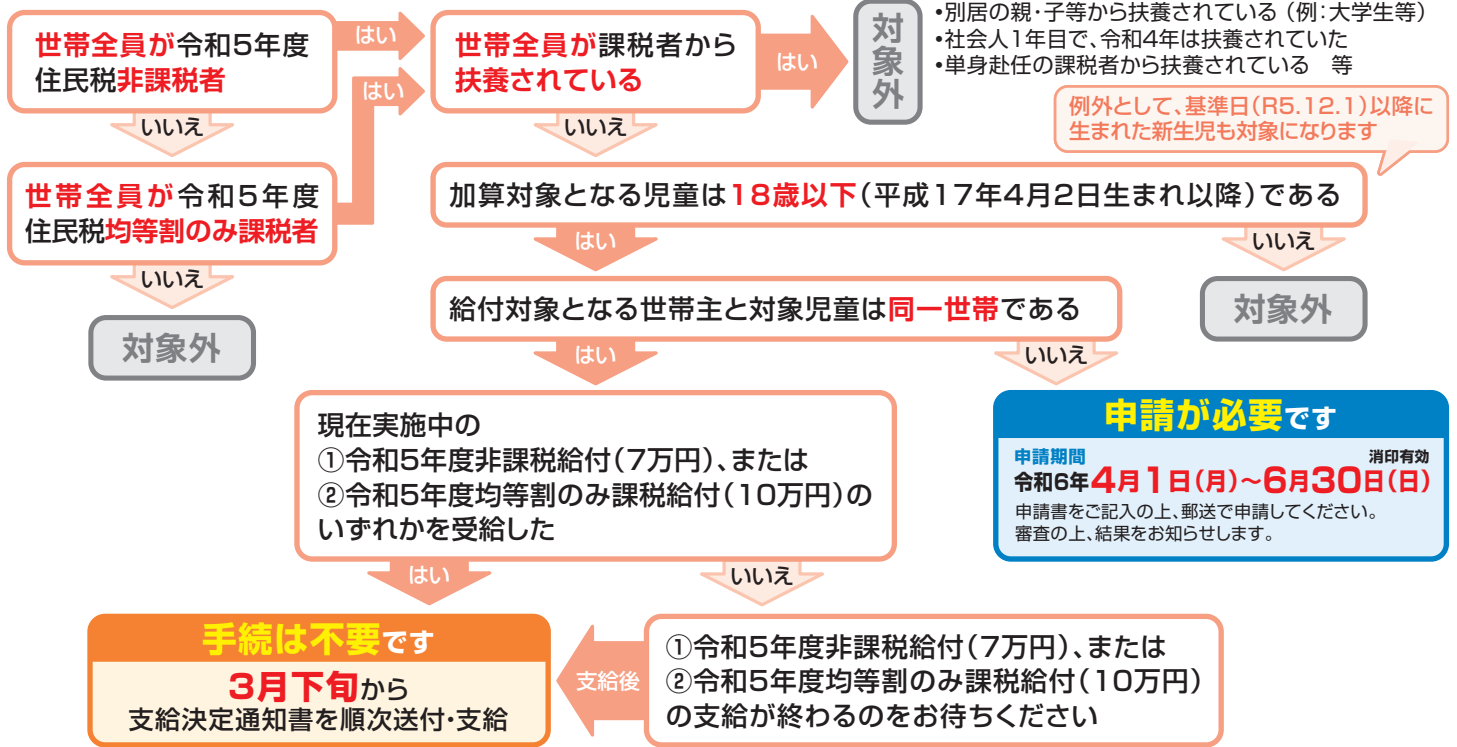
**支給時期の留意点**  **重要**

 支給スケジュールの都合上、「こども加算」は、現在実施中の①**令和5年度非課税給付(7万円)**、②**令和5年度均等割のみ課税給付(10万円)**の支給後に、同一口座へ“**別途**”支給します。

# 支給対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています。

※令和5年12月1日時点で北九州市に住民票がある世帯が前提条件です。



## 別世帯で扶養している児童(給付対象②イ)に係る申請方法(郵送のみ)

受給申請書は、市ホームページ「こども加算受給申請フォーム(4月1日から掲載)」に必要事項を入力した後に入手できます。(コールセンターでも、4月1日から受給申請書の取り寄せができます。)

申請に必要な書類

- ①申請書、②扶養児童分の住民票謄本(児童の属する世帯全員が記載された住民票の写し)、③本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証のコピー)

〈送付先〉〒802-8790 北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号  
北九州市重点支援給付金事務局(こども加算) 行

受給申請フォーム  
はこちら  
(4月1日から表示できます)



**重要** 申請に不備があると受給が大幅に遅れます。**必要書類(①～③の3点セット)を必ず同封**してください。

申請から受給まで

申請書の到着から審査～振込完了までには、少なくとも1か月程度かかります。申請の受付状況等によって変わる場合もありますので、目安にしてください。(申請に不備があれば支給には更に時間がかかります。)

## ご注意ください

前回の子育て世帯向けの給付金(子育て世帯生活支援特別給付金※)と今回の「こども加算」では対象世帯の条件が一部異なります。

前回の受給者のうち「住民税 所得割 課税対象者」がいる世帯などは、対象外となりますのでご注意ください。

※児童扶養手当の受給者、家計急変世帯等のひとり親世帯などに対し、住民税 所得割 の課税状況にかかわらず、児童1人あたり5万円を給付する制度

最新の詳細は、北九州市ホームページでご確認ください

低所得者世帯への支援のための給付金総合案内ページはこちら▶

北九州市 給付金

検索



## お問い合わせ

北九州市重点支援給付金コールセンター

TEL.0120-034-553

受付時間 平日9:00～17:00(土日祝を除く)

## 各区役所相談窓口

(給付金の制度・支給要件等のご案内、申請支援)

受付時間 平日9:00～16:00(土日祝を除く)

◆門司区、小倉南区、若松区、八幡東区、戸畑区は3月29日(金)まで、小倉北区、八幡西区は4月30日(火)まで。  
◆各区役所では電話によるお問い合わせは受け付けておりません。直接窓口へお越しください。